

議会運営委員会記録

令和3年10月20日

(開会 午後2時39分)

事務局長：初回の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選を行うこととなります。

この互選に関しましては、委員会条例第9条第2項の規定によりまして、年長委員がこの職務を行うことになっておりますので、年長の小野寺道雄委員、どうぞよろしく願いいたします。

年長委員：それでは、年長委員のゆえをもちまして、臨時委員長の職を務めさせていただきます。

ただいまの出席委員は6名です。

定足数に達しておりますので、委員会は成立しました。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。

委員長互選の件をお諮りします。

互選の方法は、いかがしますか、御意見の発表をお願いします。

千葉委員。

千葉委員：委員長互選については指名推選とし、その指名権を本員に与えていただきますよう、お取り計らいをお願いします。

年長委員：ただいま、千葉委員から委員長互選については、指名推選とし、指名権を千葉委員に一任されたいとの発言であります。さよう決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

年長委員：異議がありませんので、さよう決しました。

よって、千葉委員、御指名願います。

千葉委員：委員長には佐藤浩委員を指名します。

年長委員：ただいまの指名のとおり、佐藤浩委員を委員長に互選することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

年長委員：異議なしと認めます。

よって、佐藤浩委員が委員長に互選されました。

それでは、委員長と交代します。

御協力大変ありがとうございました。

(委員長交代)

委員長：一言御挨拶させていただきます。

ただいま議会運営委員会の委員長ということで、皆さんの御同意をいただいたところでもあります。

本当に重要なポストであり、非常に私自身が頑張らなければならないと思っております。

皆様方の御協力をいただきまして、活発な運営ができますように、御協力ひとつよろしく願いいたします。

これより副委員長の互選を行います。

副委員長の互選の方法についてお諮りいたします。

互選の方法について、御意見がありましたら、発表を願います。

(「委員長指名」の声あり)

委員長：ただいま、副委員長は委員長指名との発言であります。委員長において指名することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長：異議なしと認めます。

それでは、私のほうから指名させていただきます。

副委員長には岩淵優委員を指名したいと思います。

それでは、副委員長に御挨拶をお願いします。

副委員長：岩淵優でございます。

委員長を補佐して、しっかりとした議会運営をしていくように精進してまいります。

よろしく申し上げます。

委員長：次に、本委員会の所管事務調査についてを議題といたします。
お諮りいたします。

本委員会においては、お手元に配付の所管事務調査通知書案のとおり、1、議会運営に関する事項、2、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、3、議長の諮問に関する事項、4、議会改革に関する事項、以上4項目を調査することとし、調査期間については調査が終了するまでとしたいと思います。
これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長：異議ありませんので以上のとおり所管事務調査を実施することとし、当職より議長に通知いたします。

続いて、招集会議の議事運営についてを議題といたしますが、定例会の運営には、先例集139及び142の項により、正副議長及び会派に属しない議員の出席を求めておりますので、暫時休憩いたします。

(休憩 14：45～14：46 正副議長、武田委員外議員着席)

委員長：再開します。

続いて、招集会議の議会運営についてを議題とします。

協議に当たり、説明員として、総務部長の出席を求めることに御異議ございませんか。

異議ありませんので、議長を通じて、総務部長の出席を求めることとします。
暫時休憩します。

(休憩 14：46～14：46 総務部長着席)

委員長：再開いたします。

これより議事に入ります。

1の付議事件について、事務局から説明願います。
佐々木事務局長。

事務局長：1の付議事件について御説明を申し上げます。

(1) 市長提案は8件です。

招集告示の際の市長提案の付議事件は7件で、追加付議事件は2件ですが、副市長の選任については、昨日の本会議で審議しておりますので、それ以外の8件について説明をいたします。

最初に告示の際の付議事件は6件になります。

内訳は報告1件、予算1件、その他、請負契約の締結が3件、和解及び損害賠償が1件です。

2ページに、議案件名表を添付しております。

次に、追加付議事件であります。追加の付議事件は、人事案件が2件です。

3ページに、議案件名表（追加）を添付しております。

なお、人事案件につきましては、地方自治法第117条により、議員本人、もしくは父母、祖父母、配偶者、子、孫もしくは兄弟姉妹が該当する場合、除斥の対象となりますので、御注意をお願いいたします。

詳細につきましては、この後、総務部長から説明をしていただきます。

次に、(2) 選挙であります。一関地区広域行政組合議会議員、岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員、選挙管理委員及び補充員について、先ほどの議員全員協議会で御説明をしたとおり、選挙いただくものでございます。

次に(3) 発議であります。発議1件につきましては、治水対策特別委員会の設置になりまして、議長発議となります。

付議事件につきましては以上であります。

委員長：次に、市長提出議案について、総務部長から説明願います。

鈴木総務部長。

総務部長：それでは、議案の概要について説明をいたします。

2ページの件名表をごらん願います。

まず、報告第20号であります。自動車事故に係る和解及び損害賠償に関して、損害を与えた相手方等の和解及び賠償すべき額について、専決処分をしたので報告をするものであります。

次に、議案第109号、令和3年度一関市一般会計補正予算（第7号）であります。これは6月4日の豪雨及び、9月17日から18日にかけての豪雨により、被災した公共土木施設の災害復旧にかかる経費の追加など、所要の補正をしようとするものであります。

次に、議案第110号、新一関市立花泉小学校校舎屋内運動場等建設、建築工事の請負契約の締結につきましては、当該工事について、令和3年10月6日入札に付したところ、落札がありましたので、請負契約を締結しようとするものであります。

議案第111号は、同じく電気設備工事、議案第112号は同じく、機械設備について、落札がありましたので、請負契約を締結しようとするものであります。

議案第113号につきましては、道路の管理に係る和解及び損害賠償に関し、損害を与えた相手方との和解及び賠償すべき額について、議決を求めるものであります。

議案第114号については、昨日、議決をいただいたところであります。

次に3ページの件名表（追加）をごらん願います。

議案第115号につきましては、市議会議員のうちから選任する監査委員として、

選任しようとするものであります。

議案第 116 号につきましては、令和 3 年 10 月 28 日をもって任期が満了となる教育委員会の委員につきましては、任命をしようとするものであります。

なお、このほか、市長から行政報告をさせていただきたいと考えております。

委員長：質疑を行います。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、以上で質疑を終わります。

次に、2、審議要領について事務局長から説明願います。

佐々木事務局長。

事務局長：2の審議要領につきまして、御説明を申し上げます。

4 ページ、議事日程第 2 号（案）をごらん願います。

まず、日程第 1、報告第 20 号を議題とし、報告、補足説明の後、質疑を行います。

報告でありますので採決は行いません。

次に、日程第 2、議案第 109 号を個別の議題とし、提案理由、補足説明、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決を行います。

次に、日程第 3、議案第 110 号から日程第 5、議案第 112 号の 3 件を一括議題とし、提案理由、補足説明、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論を行い、採決はそれぞれ行います。

次に、日程第 6、議案第 113 号を議題とし、提案理由、補足説明、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決を行います。

日程第 7、議案第 115 号及び日程第 8、議案第 116 号の 2 件は、追加議案です。

ここで議案配付のため休憩します。

議案配付後、人事案件 2 件について、議長から除斥対象となる議員は、申し出されるよう発言いたしますので、議員は確認し、除斥となる場合は申し出してください。再開後、議長より除斥を宣言いたします。

再開し、日程第 7、議案第 115 号及び日程第 8、議案第 116 号の 2 件は個別の議題とし、それぞれ提案理由の説明を求めた後、人事案件ですので、先例により、質疑を省略し、採決を行います。

次に日程第 9、一関地区広域行政組合議会議員の選挙、及び日程第 10、岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の 2 件の選挙につきましては、それぞれ個別に議題とし、議長発議により、簡易採決を行います。

なお、選挙後、当選されました議員を代表して、岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員から御挨拶をいただきます。

次に、日程第 11、選挙管理委員及び補充員の選挙を議題とし、議長発議により、簡易採決を行います。

次に、日程第 12、治水対策特別委員会の設置について、議長発議により、簡易採決といたします。

なお、特別委員会議決後に、本会議を休憩いたしまして、特別委員会を開催し、正副委員長を互選いただきます。

再開後、議長より正副委員長を紹介し、演壇にて、正副委員長に御挨拶をいただきます。

以上が、議事日程第 2 号の案でございます。

なお、1 枚もので、議案の相手方を記載した除斥対象確認の資料を配付しておりますので、議員各位におかれましては、御確認をお願いいたします。

なお除斥の確認につきましては、本委員会終了後、事務局から議員各位にファクスで連絡をいたします。

除斥の対象となる方は、あす正午までに議会事務局にお申し出いただきたいと思っております。

除斥対象者があった場合、その議案につきましては、個別議案となりますので、審議要領の変更につきましては、議長に御一任いただきたいと思っております。

なお、議案の質疑につきましては、従来、通告制となっておりますが、今回にあつては、通告なしでの取り扱いといたします。

以上が、22 日本会議の審議要領となります。

委員長 : 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、以上で質疑を終わります。

審議要領については、ただいまの説明のとおりとすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、ただいまの説明のとおり運営することといたします。

鈴木総務部長には、お忙しいところ御出席いただき、ありがとうございました。

(総務部長退席)

委員長 : 次に、3 のその他に入ります。

委員の皆さんから何かございますでしょうか。

小野寺委員。

小野寺委員：議会運営委員会の運営に関して、先例集の142に、議会運営委員会に代理出席を認めるというくだりがあるのですが、この部分についてはそのとおりでいいのですが、ただし、表決権を有しないという表現のところがありますが、これは代理出席であっても、表決権を認めるべきではないかというように思いますが、皆さんの御意見を頂戴したいと思います。

委員長：千葉委員。

千葉委員：例えば、私どもの会派は委員が1人参加しているわけですが、何か急用ができて、重なった場合に、議会運営委員会に出席することがかなわないときに、代理の方が出席した場合に、やはり表決権がないというのは、そぐわないのではないかというように思いまして、私も賛成をします。

やはり先例集で、こういう規定を設けたにしても、時代とともに、こういうのは変わるべきものと私は考えております。

ぜひそのようにしていただければ大変ありがたいと思います。

委員長：休憩します。

(休憩 15:00～15:07)

委員長：再開します。

先ほどの小野寺委員からの発言については、本日は結論は得られないということで、後日改めて協議したいと思います。

よろしくをお願いします。

ほかにございませんか。

佐々木事務局長。

事務局長：22日本会議終了後に、市長、副市長も入り集合写真の撮影がありますので、ネクタイ、上着の着用をお願いします。

委員長：そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：ありませんので、以上で予定した案件の協議を終わります。

本日の協議事項につきまして、各会派等へ持ち帰りの上、御報告をお願いします。

以上で本日の委員会を終了いたします。
お疲れ様でした。

(閉会 午後3時08分)